

2025（令和7）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（民事訴訟法）

以下の問い全てに解答しなさい。なお、第1問及び第2問は連続する事実経過である。

第1問

2021年7月3日、消費者金融業を営むXは、Yを被告として、「YはXに対して金150万円を支払え」との判決を求める給付訴訟をS地方裁判所に提起した（以下、「本件訴訟」とする。なお、XもYも自然人である）。Xは本件訴訟の訴状において、2018年11月3日にXがYに150万円の金銭を引き渡し、Yが同量の金銭の返還を約したとの事実を、請求を基礎付ける事実として主張すると共に、かくして成立した金銭消費貸借契約（以下、「本件契約①」とする）に基づき金銭の支払いを求める旨を述べた。

本件訴訟の第一回口頭弁論期日は2021年8月10日に指定され、この訴状はYの元へ適法に送達された。

ところが、本件訴訟の訴状の送達を受けたYは、2021年7月30日、Xを被告として、「YはXに対して金銭支払義務を負っていないことを確認する」との判決を求める債務不存在確認訴訟を、同じくT地方裁判所に提起した（以下、「別件訴訟」とする）。Yは別件訴訟の訴状において、XがYに支払いを求めている本件契約①に基づく債務は2020年10月10日にした弁済によって消滅しているから、YはもはやXに対して債務を負担していない旨を述べた。

- (1) 本件訴訟及び別件訴訟の訴訟物は何か、我が国の判例・実務での考え方に則してそれぞれ説明しなさい。
- (2) 別件訴訟は適法か、論じなさい（なお、管轄については論じなくて良い）。

第2問

本件訴訟において、Xは訴状に記載した請求を基礎付ける事実の存在を示す証拠として、Yによる金銭の受領を確認する内容を含む2018年11月3日付けの本件契約①にかかる契約書を添付した。これらの書面には契約番号として「No.5563」とのナンバリングが付されていた。

Yは、Xが訴状において主張した事実を認めた上で、別件訴訟におけるのと同様に2020年10月10日の弁済の事実を主張してXの請求を争った（以下、「本件弁済主張」とする）。本件弁済主張に対してXは、「そのような金銭を受け取った覚えはない。全て出鱈目だ」と述べて全面的に争った。

かくして本件訴訟はYによる弁済の事実の有無を争点として進行した。Yはこの事実を基礎付ける証拠方法として、2020年10月11日付けの「受領証」と題する書面を提出した（以下、「本件受領証」とする）。本件受領証には、「第5356号契約にかかる貸付金の返済として、150万円確かに受領致しました」との文言が記載されていた。これに対してXは、Yの主張する弁済日と受領証の日付の記載が異なるから信用に値しないと述べてなお争ったため、Xが雇っていた受付職員AをYの申出に基づいて証人として取り調べることとなった。

本件訴訟の受訴裁判所は、「Aの証言も加味すると、2020年10月上旬頃にYが150万円を持ってXの事業所を訪れたことが認められる。仮にYの主張と受領証の日付の記載に食い違いがあるとしても、YによるXへの金銭の引渡しが無かったとまでは言えない」との心証を得るに至った。しかし同時に、「本件受領証に記載された契約番号と本件契約①にかかる契約書の契約番号が異なっていることから、Yの主張する弁済は、本件契約①（No.5563）ではなく、『第5356号』に相当する別の契

2025（令和7）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（民事訴訟法）

約（以下、「本件契約②」とする）に対する弁済であったと見るのが相当である」との心証も得た（以下、「本件心証」とする）。

(1) 仮にXが「Yの主張する弁済は本件契約①ではなく本件契約②に対する弁済である」と主張していたとすると、この主張にかかる事実は本件訴訟において主要事実なのか間接事実なのか、理由を付して説明しなさい。

(2) Xが「Yの主張する弁済は本件契約①ではなく本件契約②に対する弁済である」と主張していなかった場合において、裁判所は本件心証を基に直ちにXの請求を認容する判決を下すことができるか、論じなさい。

以上